

議案第148号

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約の一部変更に関する協議について

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約の一部変更について次のとおり協議する。

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約の一部を改正する規約案

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「大阪府政策企画部大都市制度室及び大阪市都市制度改革室」を「大阪府市大都市局」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府・大阪市特別区設置協議会の事務局の事務を大阪府市大都市局が担うこととするため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約（抄）

(事務局)

第10条 省 略

2 省 略

3 事務局の事務は、大阪府政策企画部大都市制度室及び大阪市都市制度改革室が担う。
大阪府市大都市局

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。